

ふたつ 広報

11月 '83 No.260



昭和58年度 上半期 財政公表 “ふっさ市の 家計簿”

市民の皆様にも市の台所（財政）が、どのように運営されているかを知っていただき、ご理解とご協力を得るために毎年五月と十一月の二回、福生市の家計簿（財政状況）の公表をしています。

市民の皆様にも市の家計簿の内容を知っていただくことは、“生きた市政”を行っていくために大切なことです。

今回は、五十八年度上半期（四月～九月）の福生市の家計簿についてお知らせします。

＝ 一般会計 ＝

収入済総額 53億1,274万円 収入率44.8%
支出済総額 47億8,529万円 支出率40.3%

一般会計上半期の財政状況は、当初予算額 109億 7,690万円で出発し、その後2回の補正が組まれ、補正額 7億 492万円と57年度からの繰越明許費 1億 8,462万円を加えた予算総額は、118億 6,644万円となりました。

歳入

歳入の収入済額は、53億 1,274万円で予算対比44.8%となり、昨年同期と比較して 2.9%の増となりました。歳入の主なものは、市税の23億5,587万円（収入率56.4%）、国庫支出金の 8億 3,844万円（収入率35.5%）、地方交付税の 8億 7,318万円（収

入率63.7%）などです。（別表I参照）

歳出

歳出の支出済額は、47億 8,529万円で、予算対比40.3%となり、昨年同期と比較して 0.7%の増となりました。支出の主なものは、教育費の14億 1,717万円（支出率50.3%）、民生費の12億 259万円（支出率47.2%）、土木費の 6億 5,800万円（支出率24.7%）などです。（別表I参照）

上半期で支出済となった建設事業費で大きいものは、屋外運動場新設事業費 5億 2,288万円、西住宅地区周辺排水路新設事業費 1億 9,591万円、仮称加美緑地新設事業費 1億 8,637万円、仮称東福生第一公園新設事業費 1億 887万円などです。

歳入歳出とも例年のようにその大半が下半期に集中されるため、収入率、支出率とも低くなっています。

市有財産

(昭和58年9月30日現在)

土地.....443,154.795㎡ 地上権.....459.455㎡	建物(延べ面積)90,486.639㎡	車輛.....50台 (乗用車.....4台 貨物乗用車.....21台 貨物自動車.....9台 消防自動車.....6台 マイクロバス.....1台 起業車.....1台 大型バス.....1台 軽自動車.....1台 その他の車輛.....6台)
ビアノ.....23台 電子オルガン.....1台	大型計量器1台	その他.....284点 ※重要備品30万円以上

市民1人 当りの納 税 済 額

市民税
18,914円

固定資産税
18,760円

都市計画税
5,724円

市たばこ消費税
2,132円

その他1,548円

(電気税 1,213円
軽自動車税 318円
ガス税 17円)

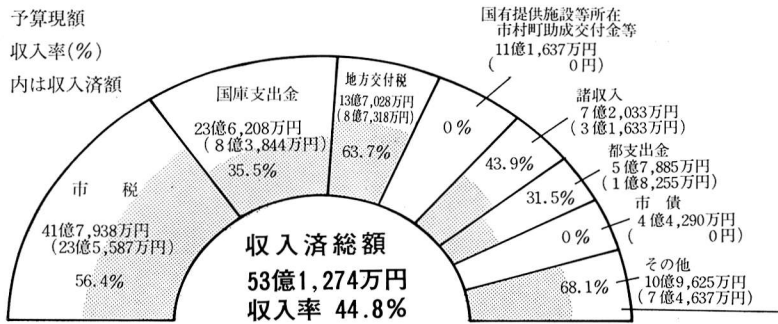
合計 47,078円

一般会計

〈別表1〉

□ 予算現額
 ■ 収入率(%)
 () 内は収入済額

歳入



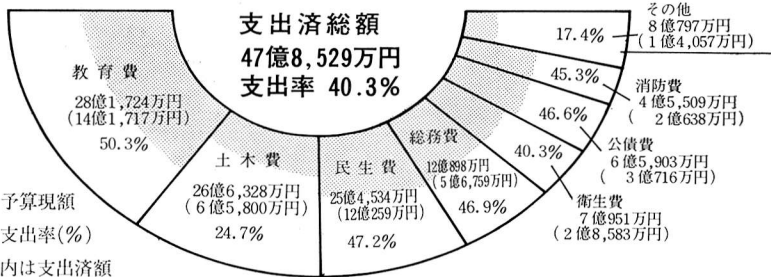
予算総額118億6,644万円

(昭和58年9月30日現在)

項目	金額 (万円)	割合 (%)
繰入金	9,000万円	31.4%
繰越金	1億2,372万円	100%
分担金及び負担金	5,837万円	21.5%
自動車取得税交付金	3,007万円	29.1%
使用料及び手数料	6,538万円	57.5%
地方譲与税	1,758万円	24.8%
財産収入	8,150万円	68.9%
交通安全対策特別交付金	0円	0%
寄附金	2億7,975万円	55838.7%

歳出

□ 予算現額
 ■ 支出率(%)
 () 内は支出済額



項目	金額 (万円)	割合 (%)
諸支出金	0円	0%
議会費	7,683万円	44.8%
商工費	4,441万円	75.3%
農林水産業費	1,564万円	38.5%
労働費	369万円	43.0%
予備費	0円	0%

市債

— 総額 128億1,530万円 —

市の財源の一つに市債があります。これは学校建設、下水道工事、福祉施設の建設など多額の費用がかかる事業を行うとき、市の財源だけでは不足なために、国や都並びに各金融機関などから借り入れる資金です。

こうした市債の未償還元金額は、昭和58年9月30日現在、一般会計47億7,966万円、特別会計（下水道事業会計）80億3,564万円で、総額128億1,530万円となっています。

市債の状況

昭和58年9月30日現在 (特別会計を含む)

事業別

下水道関係	80億3,564万円
社会教育関係	16億9,386万円
義務教育関係	11億3,156万円
土木関係	11億8,873万円
消防関係	2億141万円
その他	5億6,410万円

借入先別

大蔵省	40億8,385万円
郵政省	24億6,918万円
公営企業金融公庫	41億9,365万円
市中金融機関	13億6,681万円
東京都	4億7,280万円
その他	2億2,901万円

＝特別会計＝

昭和58年9月30日現在

区分	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険会計	12億5,062万円	4億6,772万円	37.4%	4億731万円	32.6%
区画整理会計	6,825万円	6,562万円	96.1	289万円	4.2
下水道事業会計	23億2,068万円	3億5,017万円	15.1	6億6,746万円	28.8
老人保健医療会計	9億3,614万円	2億9,577万円	31.6	2億8,207万円	30.1
受託水道事業会計	5億2,044万円	1億8,370万円	35.3	1億5,093万円	29.0
合計	50億9,613万円	13億6,298万円	26.7	15億1,066万円	29.6

＝特別会計＝

収入率26.7% 支出率29.6%

特別会計には、国民健康保険会計、区画整理事業会計、下水道事業会計、老人保健医療会計、受託水道事業会計の5つがあります。

各会計とも順調に運営されておりますが、歳入歳出とも、一般会計と同様に下半期に集中されるため低い率となっています。

(左表参照)

福生市職員等の

の給与状況

昭和58年4月1日現在の福生市職員等の給与状況について、次のとおり、公表いたします。

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
57年度	57.4.1 人 49,542	千円 10,301,874	千円 2,163,493	% 21.0

※ 人件費には、特別職に支給される給料報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算) 58.4.1現在

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
58年度	人 376人	千円 989,599	千円 245,181	千円 469,681	千円 1,704,461	千円 4,533

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及平均年齢の状況 58.4.1現在

区 分	一般行政職		全 職 員	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福生市	円 209,300	歳 34.4	円 210,164	歳 36.5
東京都	230,563	39.8	—	—
国	208,297	40.1	—	—

(4) 職員の初任給の状況 58.4.1現在

区 分		福生市	東京都	国
		初任給	初任給	初任給
一 般 行政職	大学卒	円 120,700	円 113,400	円 甲 106,900 乙 101,900
	高校卒	100,200	92,300	85,900

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況 57.4.1現在

区 分		経験年数 10~14年	経験年数 15~19年	経験年数 20~24年
		円	円	円
一 般 行政職	大学卒	209,600	256,500	294,000
	高校卒	182,700	219,900	268,000

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況 57.4.1現在

区 分	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
標準的な職務内容	部長、課長	係 長	主事、技師	主事補 技師補
職員数	34人	65人	210人	12人
構成比	10.6%	20.2%	65.4%	3.8%

※ 福生市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員であります。
※ 標準的な職務内容とはそれぞれの等級に該当する代表的な職名です。

(7) 職員手当の状況

区 分	福生市		東京都		国		
	期 末 勤 勉	期 末 勤 勉	期 末 勤 勉	期 末 勤 勉	期 末 勤 勉	期 末 勤 勉	
昭 和 57 年	3月期	0.5	—	0.5	0.5	—	
	6月期	1.67	0.5	1.9	—	0.5	
退 職 手 当 支 給 率	自己都合	勸 奨	自己都合	勸 奨	自己都合	勸 奨	
	70.0月分	84.6月分	60.0月分	85.0月分	60.0月分	65.2575 (63.525)	
	勤続20年	35.0	46.0	24.25	44.5	21.0	29.6625 (28.875)
	勤続30年	54.0	74.6	41.5	79.0	41.25	55.935 (54.45)
	勤続35年	63.0	84.6	49.75	85.0	48.125	65.2575 (63.525)

※ 同の退職手当支給率は57.1.1~57.12.31は上段
58.1.1~58.12.31は下段() 書となる。

(8) 特別職の報酬等の状況

区 分	給 料 月 額 等	
給 料	市 長 役	595,000円
	助 役	517,000円
	取 入 役	501,000円
報 酬	議 長	333,000円
	副 議 長	294,000円
	議 員	278,000円
期 末 勤 勉	(58年支給)	
	市 長	3月期 0.5 月分
手 当	助 役	6月期 2.17 月分
	取 入 役	
手 当	(58年支給)	
	議 長	3月期 0.5 月分
手 当	副 議 長	6月期 1.67 月分
	議 員	

12月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日および開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

- 12月25日(日) 米谷内科医院
所在 〓 福生市 〓 51-0143

△年末診療

- 12月29日(木) 鹿野クリニック
所在 〓 福生市 〓 51-3636
- 12月30日(金) 河野医院
所在 〓 羽村町 〓 54-7720
- 12月31日(土) 大嶽医院
所在 〓 瑞穂町 〓 57-0162

■内科・小児科(昼間)診療所

- ▽ 開設日 毎休日
- ▽ 開設場所 福生市健康センター
- ▽ 開設時間 午前9時～午後5時

△年末診療

- ▽ 開設日および開設場所
- 12月29日(木) 島田医院
所在 〓 福生市 〓 51-1601
- 12月30日(金) 山口外科医院
所在 〓 福生市 〓 53-1177
- 12月31日(土) 江藤病院
所在 〓 福生市 〓 53-3001
- ▽ 開設時間 午前9時～午後5時

■内科・小児科(準夜)診療所

- ▽ 開設日および開設場所
- 12月4日(日) 星野医院
所在 〓 福生市 〓 52-2330
- 12月11日(日) 三井クリニック
所在 〓 福生市 〓 53-1471
- 12月18日(日) 堤医院
所在 〓 羽村町 〓 54-2418

■歯科休日診療所

- ▽ 開設日および開設場所
- 12月4日(日) 三沢歯科医院
所在 〓 秋川市 〓 58-7011
- 12月11日(日) 関口歯科医院
所在 〓 福生市 〓 51-5456
- 12月18日(日) 江藤歯科医院
所在 〓 福生市 〓 51-0115
- 12月25日(日) 上田歯科医院
所在 〓 福生市 〓 53-1100
- ▽ 開設時間 午後5時～10時

▽ 開設日および開設場所

- 12月29日(木) 村山歯科医院
所在 〓 瑞穂町 〓 57-0056
- 12月30日(金) 松永歯科医院
所在 〓 福生市 〓 52-7122
- 12月31日(土) 片岡歯科医院
所在 〓 福生市 〓 51-0353
- ▽ 開設時間 午前9時～午後5時

粗大ゴミ収集のお願い

約50cm以上の大きなゴミや小さくしてもたくさんあるゴミは、収集所へ出されても収集しませんので粗大ゴミ特別収集として市役所の清掃係へ連絡してください。有料(1kg当り十五円)となりますが直接家庭へ収集に伺います。

◎収集するもの

机、布団、椅子、ストーブ、家具、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、自転車、乳母車、三輪車、マットレス、自分で切った木の枝等、(その他家庭から出る大きなガラクタ類)

◎収集しないもの

自動車、オートバイ、ガスボンベ、土木建築廃材、薬品類、廃油類、タイヤ類、ピアノ、その他人力では車に積み込めないもの。(その他事業活動から出る多量のゴミ)

◎粗大ゴミの出し方と申込み方法

収集車にすぐ積めるような状態、(自宅の庭先へ出す。また、団地

ゴミ減量は小さな気くばりから

「気くばり、これは人間関係において大切なことですが、いたってあたりまえのことでもあります。ゴミについての「気くばり、もごくあたりまえのことです。次のことに小さな気くばりを――。

- ◎指定された日以外ゴミは出さない。
- ◎焼えるゴミと焼えないゴミは必ず区別して出す。
- ◎ポリバケツはフタをして朝のうちに出す。
- ◎ゴミ収集が終わったらポリバケツはできるだけ早くかたづける。
- ※ゴミ収集所はゴミの停留所であってゴミ捨て場ではありません。

――ゴミ減量にご協力を――

等高層の場合は一階まで降ろす)にして、清掃係へ申し込んでください。毎日たくさん申し込みがありますので、二、三日間待っていただく場合もあります。また、引越しゴミは一時に多量に出るゴミとして、粗大ゴミの扱いになりますので、引越しをされる一週間程度前に申し込んでください。なお、くわしいことについては衛生課まで連絡してください。

▽ 連絡先 衛生課清掃係 〓 51-1111 内線 284・285

国民年金だより

保険料は

「所得控除」の

対象になります

国民年金の保険料は、その金額が社会保険料として所得から控除され、課税の対象になりません。サラリーマンの奥さんで、国民年金に加入されている方が今年一月から十二月までに納めた保険料(定額で納めている方は、六万八千三百四十円、付加込みで納付されている方は、七万二千九百三十円)は、ご主人の年末調整の際に提出する「保険料控除申告書」に記入すれば控除されますので、忘れずに手続きをしてください。

福祉年金証書は

届きましたか

先日「定時届」でお預りした「福祉年金証書」を十一月はじめに書留でお送りしましたが、届いたでしょうか。

なお、定時届の提出期限の八月二十五日以降に提出された方、または、福祉年金以外に公的年金を受けている方などは、送付が遅くなりますのでご了承ください。

あなたは将来

年金が受けられますか

最近、国民年金制度等公的年金の一元化がさわがれています。現状では、昭和五十九年度中に制度改正すべく各関係機関で検討をかさねています。新聞等でご存知のとおり、保険料の給付と負担のバランスの調整、婦人の年金保障をどうするか等の協議を行っているわけです。

いずれにせよ、国が責任を持って運営している制度ですので、制度がなくなることは絶対ありません。

当市の状況ですが、大部分の方が保険料をきちんと納付するか、申請して保険料の納付を免除されておりますが、中には、何年間も未納にしている方、数か月未納に

されている方も相当数あるのが事実です。

国民年金は、25年の資格期間のうち数か月保険料が未納になっていても、将来年金を受ける事ができません。

立川社会保険事務所及び市では、毎年納付書を発行、また、納めない方については、催告状や申請免除の勧奨状(十二月に、今年度分保険料の未納者に送付します)、任意加入の方で未納にしている方には、一時やめる手続きのハガキを発行し、年金権ができるように努力しております。

景気が悪い中、毎年保険料があり各家庭で大変とは思いますが、納付が困難でしたら申請免除の制度もありますので、ぜひ利用するようお進めします。

各個人が、将来、年金が受けられるよう心掛けてください。

保険料の納付は

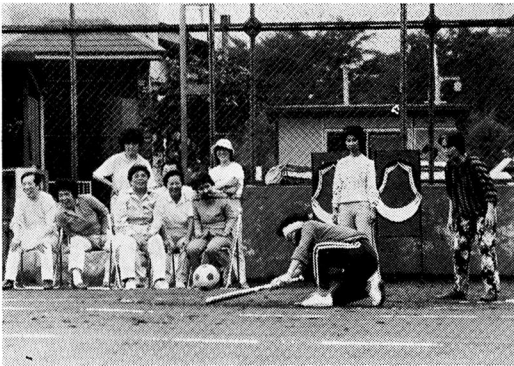
便利な口座振替に

保険料の納付を口座振替にしますと、納め忘れの心配がなく便利です。手続きは、年金手帳と預金に使う印かんを持って、預金口座のある市指定金融機関へお申し込みください。

点検は 防火のはじまり しめくくり

秋の全国火災予防運動 (11月26日 ~ 12月2日)

11月26日(土)から12月2日(金)までは「秋の全国火災予防運動」の期間です。今年は「点検は、防火のはじまり、しめくくり」を統一標語に1週間、火災予防運動が行われます。年末を控え、なにかとあわただしく、ストーブなど火の気を使う機会も多くなります。より一層、気持ちを引き締めましょう。



—10月10日 盲人のユーモア運動会—

目の不自由な人も

そうでない人も楽しく汗

10月10日体育の日、この日はまた「目の愛護デー」です。田園球場には盲人の方とボランティアの仲間約30人がムカデ競走やパン食い競走そして地面を転ってくるボールを音を頼りに打つホームラン競争など楽しい競技に汗を流しました。

フォトニュース

—10月23日 秋の朝市—

市内産野菜に人気集中

押すな押すなの大盛況

好天に恵まれた10月23日(日)、恒例の秋の朝市が行われ、約2,000人の市民が集まりました。

新鮮な魚や果物、パン、ケーキ、衣料品や無添加みそなど種類もたくさん。そして人気の的は、なんといっても市内産の野菜です。長根ぎ、大根、ハクサイ、サツマイモなどいっぱい、色、形はもちろん味も良く市価よりだいぶ安いのが魅力。



—10月23日 身心障害者(児)の
落花生掘り取り大会—

落花生は土に生えるのか

ボクはじめて知ったよ。

10月23日(日)市の観光農園落花生畑で身心障害者(児)の落花生掘り取り大会が行われました。これは福生市落花生栽培推進協会(田村彰一会長)などの協力で心身に障害を持つ子供たちに、落花生の掘り取りを通じて土いじりを楽しんでもらうための催しです。「お母さん落花生って土の中に生るんだね。ボクはじめて知ったよなど親子の会話もはずみ楽しい1日となりました。

—10月31日 福生市老人大運動会—

若いもんじゃ負けん!

おじいちゃん、おばあちゃんハッスル

10月31日(月) 福生市老人大運動会(市民総合体育大会種目)が約500人のお年寄りの参加で盛大に行われました。ゲートボール、パン食競走、スプーンリレー(写真)など全ての競技に大ハッスル。参加したお年寄りの一人はまだ若いもんじゃ負けんよと怪気炎をあげていました。熟年パワーは、ものすごいのです。



市立第七小学校裏側、拝島段丘の崖線に一条の滝があります。昔から「縞屋の滝」と呼ばれています。縞屋とはこの付近に住む清水隆一さんの屋号から取った名称と思われます。地形図を見ますと段丘崖の中へ小さく凹状に崖線が入り込み変化していることに気が付きます。この窪地は湧水の水源地であったことを示していると言われています。昔、ここから湧き出た水は、小さな沢を形成し多摩川に向かって注いでいたものと思われます。段丘は今よりも現在の多摩川近くへ張り出していたものが、いつの頃にか多摩川によって浸食され現在の位置にまで後退し、沢の

福生にも「滝」がある

— 縞屋の滝 —



水源地付近のみが残ったものなのでしよう。この水源地付近から、縄文時代後期に属する多量の土器片や平安時代と推定される「土師器片」が採集されています。このことは、原始・古代において湧水を中心に原始・古代の人びとが生活を営んでいたことを証明するものです。

また、七月号広報のこの欄でご紹介しました「長者堀」の水源をここにあてる論もあります。高崎勇作さん（福生市古文書研究会）は「熊川の二つの古堀伝説について」（『武蔵野』）と題する論文

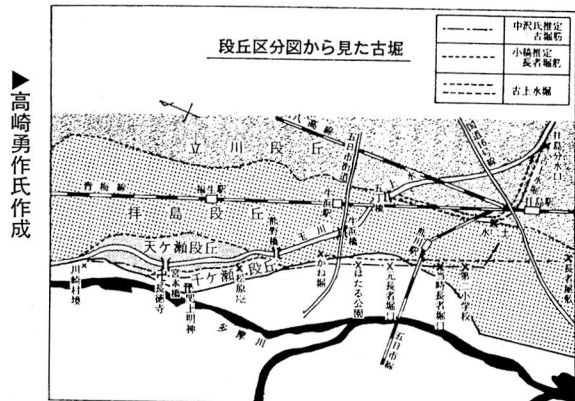
の中で、「長者堀の用途を中世の長者屋敷の生活用水と付近の水田灌漑とすれば、その水源は多摩川



▲ 縞屋の滝、位置図

本流によらずとも……崖線付近で豊富に湧きでる武蔵野台地からの伏流水を利用することで事足りるもの」と考え、「牛浜坂上流七十メートル、牛浜一五番地には「縞屋の滝」がある。この滝の直上は「かね堀」と呼ばれる窪地で、そのかね堀の堀敷はすっかり崩れて滝口が下方に見えるが……この付近に多い清水姓は「かね堀」の湧水との関連かとも考えられる。また、「牛浜洪水絵巻」で知られる野水が氾濫した江戸往還もここから至って近いが、その洪水は湧水の豊富な立川段丘崖下の集落・原ヶ谷戸付近の水をつためた野川が溢れたもので、「かね堀」はその水のハケ口ではなかったろうか。「かね堀」の「かね」は曲尺のかねであって、矩すなわち「直角」を意味し、崖沿いを流れる長者堀と直角に交わったから、この名前が生まれた」とされています。

文献資料の乏しい古代・中世の福生市の歴史を考える上で、長者堀の伝承、縞屋の滝・かね堀の遺構は重要なものです。これらの歴史を語るかのように今も水は涸れることなく、「縞屋の滝」は流れ落ちていきます。

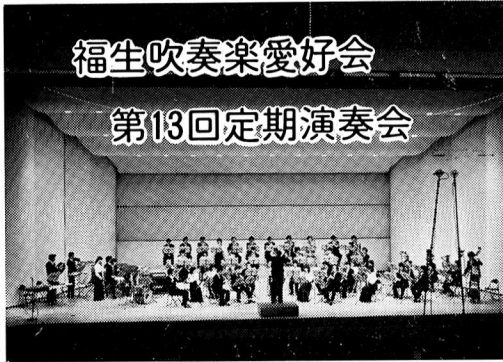


▶ 高崎勇作氏作成



▶ 縞屋の滝

福生吹奏楽愛好会 第13回定期演奏会



▽日時 11月27日(日) 開場午後1時30分・開演午後2時 ▽場所 市民会館・大ホール ※入場無料 ▽演奏曲目 「ペールギュント」組曲第一番/グリーグ 「アルルの女」組曲第二番/ビゼー。ディズニー・メドレー他。▽指揮 細洞寛 ▽後援 福生市教育委員会

参加してみませんか



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
- 市民会館 ☎52-1711
- 公民館(本館) ☎52-1711
- 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
- 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
- 図書館
- 中央図書館 ☎53-3111
- わかぎり分館 ☎52-7421
- わかたけ分館 ☎51-0083
- 郷土資料室 ☎53-3111

— 施設は火曜休館日 —

「語らいの広場」

●木彫コース

- ▽日時 11月30日(水) 午後7時～9時。以後毎週水曜日 全7回
- ▽場所 公民館・美術室
- ▽内容 版画・レリーフから研ぎを通して立体へ。はじめに、版画による年賀状づくりを。
- ▽材料等 道具(刀)・板木など
- 申し込みの際ご確認ください。
- ▽指導 合津真治氏(彫刻家)
- ▽対象 関心ある方どなたでも。
- ※なお、「語らいの広場」は、熟年の方々はじめ、各年代の方の参加により「生きがいある人生」をもとめ、9月から実施されています。木彫コースともども気軽に参加ください。
- ▽申込み・問合せ 11月23日(水)から公民館へ。

「冬鳥の観察会」

朝晩の冷え込みとともに、北国からカモ・ツグミなどの冬鳥が、市内の河原に多数飛来しています。野鳥が見やすい時季です。お気軽に参加ください。

- ▽日時 12月4日(日) 午前9時～正午(雨天中止) ▽集合場所 熊川南公園の最南端部 ▽申込み・問合せ 11月21日(月)から直接公民館へ。
- ※当日は、防寒具・筆記用具・図かん等を、お持ちください。

第11回図書館

「つむぎ映画のつむぎ」

『ふらいばんじいさん』
『南無一病息災』

- ▽日時・場所 11月30日(水) 午後2時・3時(わかぎり会館) 12月3日(土) 午後1時30分・2時 30分・3時30分(わかたけ会館) 12月4日(日) 午前10時・11時 (中央図書館) ▽対象 幼児から ▽定員 各回とも先着70人 ※入場無料 ▽問合せ 各図書館分館へ。

第32回市民名画劇場

『炎のランナー』

- ▽日時 11月26日(土) 午後2時30分・5時・7時30分 3回上映
- ▽場所 市民会館小ホール ▽定員 各回とも先着260人 ※入場無料 ▽問合せ 市民会館へ。

松林ホームシアター

『チルベンとあざらし』

- 動物を愛する少女チルベンと、あざらしがまきおこす大騒動。
- ▽日時 11月26日(土) 午後2時
- ▽場所 松林会館 ※入場無料 ▽問合せ 松林会館へ。

ジュニアコーラス

「翼」団員募集

- ▽練習日時 毎週土曜日 午後2時～4時 ▽練習場所 公民館視聴覚室 ▽会費 月額1000円
- ▽申込み 池沢 ☎51-5570
- ・山口 ☎53-1733) へ。

ひこばえコーラス

少し早いクリスマス会

- ▽日時 12月10日(土) 午後2時～3時 ▽場所 白梅会館 ▽内容 人形劇と歌 ※入場無料

みんなの力で ポルノの雑誌 自動販売機

皆さんは、市内にある自動販売機でどんな内容の本が売られているか知っていますか。大人が見ても目をそむけたくなるポルノ雑誌ばかり売られている自動販売機から小・中学生や高校生が本を買っているとしたらどうやって見過ごしてよいのでしょうか。未知のことを知りたい年ごろの子どもにとって、これらの雑誌は、大変興味深いものとなり、興味本位の内容を身をもって体験してしまう可能性もあります。現に、ポルノ雑誌に刺激された少年が性犯罪事件や未遂事件を起こした実例が数多くあります。こうしたことから福生市青少年問題協議会では、今年も十一月から十二月を強調月間として、不健全図書追放運動を行っています。市民の皆さんも「青少年には不健全図書は見せない」という良識を貫き、青少年のためによりよい環境をつくりましょう。

地域では不健全図書を入れた自動販売機を置かせない、売らない買わせない、見せない運動を進めましょう。◎市民運動として販売機や、通学路にポルノ映画の看板を設置している方に撤去をお願いしましょう。◎地域活動として青少年向け文化活動や体育活動を行います。◎青少年の集まる場所に不健全図書を置かないように依頼しましょう。

家庭ではそれぞれで親子が話し合い、親子の交流を強めていきましょう。◎不健全図書を親が家に持ち込まない、持ち込ませないようにしましょう。◎子どもの行動にたえず注意し、規則正しい生活をさせましょう。◎親の責任として自主性、自立性、創造性を持った健やかな子どもの育成につとめましょう。



図書館だより

新聞資料のご案内

歴史を振り返る時、新聞の報道記事は貴重な資料となります。図書館で所蔵しているものを紹介いたしますので、調べ物等にご利用ください。

明治時代のものとして「新聞集録明治編年史」、大正時代では「新聞集録大正史」があります。いずれも、当時発刊された主要な新聞から、月ごとに重要な記事を紹介したものです。

人権擁護委員に

並木一男氏が

委嘱されました



▲並木一男氏

不当な迫害などで、人権をおか

明治五年から昭和二十年までですが、「二十世紀の新聞」毎日新聞複製版があります。これは、毎日新聞の重要紙面を編年したものです。

昭和では、「朝日新聞縮刷版」が昭和二十五年から揃っています。また、昭和五十五年からは、「読売報道写真集」が入っています。

そのほか、各社の三多摩版を製本したものの、地域のローカル新聞も揃えてあります。いずれも中央図書館で所蔵しておりますので、お気軽に図書館職員におたずねください。

され困っているなど、人権問題に関する相談を受けてくださる人権擁護委員に並木一男氏（福生一〇三八☎51-0592）が、十月十五日付けで法務大臣から委嘱されました。今後、三年間人権擁護委員として市民のみなさまの人権を守るため活躍していただきます。

なお、市では、毎月第一水曜日を入権身の上相談日として午後一時から四時まで市民相談室（市役所一階）で広く相談を行っています。お気軽にご相談ください。

お知らせ

住宅需要実態調査に

ご協力を

12月1日に、全国一斉に住宅需要実態調査が行われます。

この調査は、現在の住宅やそのまわりの住環境に対する感じ方・今後の住宅改善の予定・内容、将来の住まいの形態など、住宅需要の実態を明らかにするため行われるものです。

主に住宅に関する意識面を調査する点で、10月1日に実施された住宅統計調査と異なりますが、これらの住宅施策を進めていくため

表紙は語る



たわわに実った柿の実を家人より先にヒヨドリ君がちよいと失敬とばかりについばんでいました。ヒヨドリ君はことの外甘い物を好むようであり、最近の季節感がないといわれますが、このヒヨドリ君に秋を感じました。街は秋から冬へ移り、多摩川にはもうカモ、ツグミなどの冬鳥がやってきています。冬のパードウォッチングでもして見てはいかがでしょう。

の基礎資料を得る上で、住宅統計調査と同様、非常に重要な調査であります。

調査をお願いするご家庭には、11月24日以降、調査員がお伺いしますので、よろしくご協力をお願い致します。

※お問い合わせは経済課商工係 (☎51-1517内線272)へ

福生都市計画道路
2・2・1号線 (奥多摩)
熊川地内の測量 (街道)
実施について

この道路は、福生警察署前から市役所前を通り、熊川、昭島、立川へと続く道路で、羽村町並びに昭島市地内を東京都の施行により

整備してきました。これまで福生市では熊川地内の早期整備を要望していましたが、このたび東京都から、さしあたり現況測量のみを、昭和58年度に次のとおり実施する旨の連絡を受けましたので、ご迷惑をおかけしますが、沿道関係者の皆さんをはじめ通行される市民の皆さんのご協力をお願いします。

①測量業者 (株)双葉

②監督機関 東京都西多摩建設事務所工事一課測量係 ☎0428-22-1151内線413

③測量期間 昭和58年11月21日から昭和59年2月29日まで

④測量区間 福生熊川地内玉川上水福生橋から内出交差点までの約1・2 Km

■12月1日から福生野球場、田園野球場は使えなくなります

福生野球場・田園野球場は、冬季管理上、12月1日から来年3月31日まで使用できません。

■12月1日から市民体育館の閉館時間が午後9時30分に変更されます

12月1日から来年3月31日まで市民体育館の閉館時間が、午後10時から午後9時30分に変更されます。競技場会議室の使用は遅くとも30分前には終了し、閉館時間には体育館を出るようご協力ください。



サラ金など消費者金融の厳しい取り立てなどで、一家離散あるいは自殺といういたましい悲劇があるとを絶たず、大きな社会問題となっています。

こうした深刻なサラ金問題を少しでも救済するために、過剰貸付や誇大広告、暴力的な取り立てなどの悪質行為の禁止などを内容とする「サラ金規制法」が十一月一日から施行されました。

返済の責任者は借りた本人や保証人です。新法の施行はともかくとして、いわゆるサラ金問題は業者側ばかりではなく、利用する側にもきちんとした自覚がないところにも問題があるといわれております。借りる前にもう一度よく考えて慎重に判断することが大切だと思います。

市ではこうしたサラ金問題について、弁護士による法律相談(予約制)や東京都の相談窓口への紹介を行っています。

▽問合せ 企画財政課市民相談係 (☎51-1511内線218)へ。